

◎新潟県告示第968号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町塩沢線
- 3 道路の区域

| 区 間                                | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員         | 延 長       |
|------------------------------------|------|-------------------|-----------|
| 十日町市字清水田戊465番1から<br>同市字上の坂戊783番1まで | 新    | (A) 5.0～44.6メートル  | 574.6メートル |
| 十日町市字前坂戊817番1から<br>同市字上の坂戊783番1まで  |      | (B) 10.0～42.0メートル | 182.6メートル |
| 十日町市字清水田戊465番1から<br>同市字上の坂戊783番1まで | 旧    | 5.0～30.6メートル      | 570.4メートル |

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。